掛川市職員措置請求書

1　請求の要旨

(1) 誰が

(2) いつ、どのような財務会計上の行為又は怠る事実を行ったか

(3) その行為又は怠る事実が、どのような理由で違法又は不当であるのか

(4) その結果、掛川市にどのような損害が生じているのか

(5) どのような措置を求めるのか

(6) 財務会計上の行為があった日から１年を経過している場合は、その正当な理由

2　請求人

（住所）

（氏名）　※氏名欄は自署してください。押印は不要です。

（電話）

地方自治法第 242 条第１項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和　　年　　月　　日

（あて先）掛川市監査委員

※　縦書きでも構いません。

【記載要領】

◎「請求の要旨」欄には、次の事項を具体的に記載してください。

(1) 誰が

監査請求の対象は、①掛川市長、②掛川市の委員会若しくは委員又は③掛川市の職員が行った財務会計上の行為等に限られます。そのため、請求の際には、誰が行った行為等を対象とするのかを示す必要があります。なお、外郭団体など掛川市以外の団体における財務会計上の行為又は怠る事実は、監査請求の対象となりません。

（例）掛川市長、教育委員会、●●部▲▲課長など

(2) いつ、どのような財務会計上の行為又は怠る事実を行ったか

請求の対象となる行為は、財務会計上の行為又は怠る事実に限られます。そのため、請求の際には、対象となる財務会計上の行為等を特定することができるよう、時間や内容を個別・具体的に示す必要があります。

（例）令和〇年〇月〇日に本市〇〇会社との間で締結された委託契約

(3) その行為又は怠る事実が、どのような理由で違法又は不当であるのか

監査請求においては、請求人が違法又は不当であると主張する財務会計上の行為又は怠る事実が、どのような理由で違法又は不当であるのかを具体的に示す必要があります。

（例）〇〇〇〇法第〇条の規定に違反しており、違法である。

(4) その結果、掛川市にどのような損害が生じているのか

住民監査請求は、地方公共団体が被った損害の回復又は被るおそれのある損害の予防が目的であるので、仮にその行為が違法又は不当であったとしても、市に財産的損害が生じておらず、又は損害発生のおそれがない場合には、請求の対象になりません。そのため、請求書には、掛川市にどのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを示す必要があります。

(5) どのような措置を求めるのか

請求書には、監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実に対して、どのような措置を求めているのか、その内容を示す必要があります。

なお、住民監査請求では、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に対し、次のような措置を求めることができます。

① 財務会計上の行為を事前に防止するために必要な措置（公金支出の差止めなど）

② 財務会計上の行為を事後的に是正するために必要な措置（契約の解除など）

③ 財務会計上の怠る事実を改めるために必要な措置（未収金の徴収など）

④ 財務会計上の行為又は怠る事実によって掛川市の被った損害を補てんするために必要な措置（損害賠償の請求など）

(6) 財務会計上の行為があった日から１年を経過している場合は、その正当な理由

住民監査請求は、財務会計上の行為があった日から１年以内に行う必要があります。１年を経過した行為について請求をする場合は、正当な理由があることを示す必要があります。